

官報

号外 昭和二十六年十一月十六日

○第十二回 参議院會議録第十八号

昭和二十六年十一月十六日(金曜日)午前十時二十二分開議

議事日程 第十七号

昭和二十六年十一月十六日

午前十時開議

第一 ルース台風災害対策に関する決議案(宮本邦彦君外四十二名発議)

(委員会審査省略要求事件)

第二 保険業法の一部を改正する法律案(内閣提出) (委員長報告)

第三 損害保険料率算出団体に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出) (委員長報告)

第四 財産税法の一部を改正する法律案(内閣提出) (委員長報告)

第五 米国対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出) (委員長報告)

第六 一般会計の歳出の財源に充てるための資金運用部特別会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出) (委員長報告)

○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

一昨十四日内閣から左の議案を提出し

昭和二十六年十一月十六日 参議院會議録第十八号 議長の報告

た。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

裁判所職員臨時措置法案

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当者の指定の解除に関する法律案

法務委員会に付託

同日議員宮本邦彦君外四十三名から委員会審査省略の要求書を附して左の議案を提出した。

ルース台風災害対策に関する決議案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案

法務委員会に付託

糸価安定特別会計法案

学校及び保育所の給食の用に供するミルク等の譲與並びにこれに伴う財政措置に関する法律案

大蔵委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

特別職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案

同日可決した左の内閣提出案は即日これを参議院に送付した。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

同日議長から内閣総理大臣、大蔵大臣、厚生大臣及び労働大臣宛左の決議を送付した。

社会保険制度推進に関する決議

同日委員長から左の報告書を提出した。

一般会計の歳出の財源に充てるための資金運用部特別会計からする繰入金に関する法律案可決報告書

米国対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案可決報告書

財産税法の一部を改正する法律案可決報告書

同日本院は、証券取引委員会委員長に島居庄藏君を任命することに同意した旨参議院に通知した。

同日参議院議長から、両議院は証券取引委員会委員長に島居庄藏君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日電波監理委員会委員長富安謙次君から内閣を經由して放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第三十八條第二項の規定に基づき、昭和二十五年年度日本放送協会業務報告書及び右に對する同委員会の意見書を受領した。

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

外務委員 大隈 信幸君

厚生委員 有馬 英二君

郵政委員 深川タマエ君

予算委員 郡 祐一君

同 溝淵 春次君

決算委員 岩沢 忠恭君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

平和条約及び日米安 川村 松助君

全保障条約特別委員 全保障条約特別委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

外務委員 有馬 英二君

厚生委員 深川タマエ君

郵政委員 大隈 信幸君

予算委員 平井 太郎君

同 岩沢 忠恭君

決算委員 溝淵 春次君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

平和条約及び日米安 高橋進太郎君

全保障条約特別委員 全保障条約特別委員

昨十五日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律案

同日議長は、予備審査のため左の内閣送付案を人事委員会に付託した。

特別職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案

同日参議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

輸出信用保険法の一部を改正する法律案

通商産業委員会に付託

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案

農業共済再保険特別会計における家畜再保険金の支拂財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案

大蔵委員会に付託

昭和二十六年度における国家公務員に對する年末手当の額の特例に関する法律案

一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案

人事委員会に付託

地方税法の一部を改正する法律案

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案

地方行政委員会に付託

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

法務委員会に付託

同日参議院から、本院の送付した左の内閣提出案は同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

会社利益配当等臨時措置法を廃止する法律案

同日参議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

会社利益配当等臨時措置法を廃止する法律案

同日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

地方自治庁財政課長 奥野 誠亮君

内閣総理大臣 岡田 典一君

官房監査課長 同日内閣総理大臣から、地方自治庁財政課長奥野誠亮君外一名(前掲議長承

昭和二十六年十一月十六日 参議院會議録第十八号 會議 ルース台風災害対策に関する決議案

認の通り)を第十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。同日委員長から左の報告書を提出した。

運輸委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号
運輸委員会陳情審査報告書第一号同特別報告第一号
保険業法の一部を改正する法律案可決報告書
損害保険料率算出団体に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

○議長(佐藤尚武君) これより本日の会議を開きます。

日程第一、ルース台風災害対策に関する決議案(宮本邦彦君外四十三名発議)(委員会審査省略要求事件)を議題といたします。

本決議案につきましては、宮本邦彦君ほか四十三名より委員会審査省略の要求書が提出されております。発議者要求の通り委員会審査を省略し、直ちに本決議案の審議に入ること御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発議者に対し趣旨説明の発言を許します。宮本邦彦君。

ルース台風災害対策に関する決議案
右の議案を決議する。

昭和二十六年十一月十四日
発議者
宮本 邦彦 中川 以良
郡 祐一 廣瀬興兵衛
大屋 晋三 岩崎正三郎

門田 定蔵 成瀬 備治
荒木正三郎 藤野 繁雄
上原 正吉 赤木 正雄
片柳 貞吉 滝井治三郎
境野 清雄 林垣平太郎
鈴木 強平 岩屋龜次郎
小川 久義 若男 仁蔵
櫻内 義雄 平沼彌太郎
江田 三郎 和田 博雄
小林 幸平 羽間 正男
高田なほ子 羽生 三七
楠瀬 常精 鈴木 安幸
白波瀬米吉 鈴木 安幸
島津 忠彦 大野木秀次郎
重宗 雄三 大矢半次郎
泉山 三六 入交 太蔵
平岡 市三 平井 太郎
矢嶋 三義 水橋 藤作
高良 とみ 薄口 三郎

去る十月十四、十五両日にわたり西日本に襲撃したルース台風は、戦後における最大の台風であつて、驚異的な風速と豪雨は、一瞬にして多数の人命を奪ひ、都市村落を破壊し、山野田畑を荒廃に陥せしめ、その惨状はまことに言語に絶するものがある。

かかる被害の復旧は、地方財政の窮状よりしてきわめて困難である。しかも、今回の罹災地の多くは、過去において累次の災害を蒙り、これに対する政府の施策がなお完結してないため、その困難は更にはなはだしい。よつて政府は、速やかに適切な予算措置を講じ、罹災地の迅速な復旧をはかるとともに、更に進んで恒久的な災害の防除、復旧対策を樹立し、もつて罹災地の民生安定に万遺憾なきを期せられたい。

〔宮本邦彦君登壇、拍手〕
○宮本邦彦君 私は発議者を代表して、只今議題となりましたルース台風災害対策に関する決議案の提案趣旨の弁明をなさんとするものであります。先ず決議案を朗読いたします。

去る十月十四、十五両日にわたり西日本に襲撃したルース台風は、戦後における最大の台風であつて、驚異的な風速と豪雨は、一瞬にして多数の人命を奪ひ、都市村落を破壊し、山野田畑を荒廃に陥せしめ、その惨状はまことに言語に絶するものがある。

まして、秒速が四十メートルから六十メートルに及び、強風と部分的ではありましたが、時雨量としては稀に見る大雨を伴ひましたため、折からの満潮と高潮と相俟つて近年稀な大被害を惹起したのであります。このため九州、四国、中国では曾つてない多数の人命を失ひ、死者、行方不明者千数百名を出し、被害総額は実に千二百五十億円の巨額に達したのであります。なかんずく鹿児島、山口の両県は台風の進路に當りました上、各種の悪条件が重なリ、三百億円を突破するという激甚な大被害をこうむつたのであります。そのほかにも宮崎県の百四十億円、広島県の百億円、大分県、愛媛県と、いずれもこれに近い被害を受けたのでありまして、現地の惨状は全く目を覆わしむるものがありました。これら各県災害の実情は、過般本院において派遣議員より詳細報告がありましたので省略いたしますが、災害対策の要は産業の動脈であり、基礎である各種公共施設の急速なる復旧と難民救済の善後措置であり、延いては災害に対する抜本政策的な根本対策の樹立実行にあると存するのであります。特に今回の災害対策として緊要な事項二、三について申述べたいと存じます。

由來災害対策重点の問題は、難民の救済であります。緊急対策中でも先決を要するものであります。ルース台風はその特長として、強風と高潮と豪雨を伴ひましたために、住宅の全壊、半壊、流失等、曾つてないところの十万户にも及ぶ被害を受けたのであります。戦後住宅拂底の折からとて、これが対策は又容易ならざるものがあるのであります。現行災害救助法によ

りてき得る緊急仮設住宅はたつた一割にしか過ぎません。又公営住宅は三割まで三分の二の補助金が出るのでありまして、これ以外には殆んど見るべき法規上の救済手段がないのであります。過般の建設委員会では、建設大臣は災害救助法によるものを二割に引上げ、公営住宅を六千戸建設し、住宅融資十億円ぐらゐ支出すると言明いたされましたが、これを合算いたしても二万户に満たず、全壊、流失による損失戸数にも足りないものであります。住宅喪失の罹災者はおおむね災害激甚地居住者であり、住宅以外の災害にありまして、例外なく最も大被害をこうむつたものであります。到底自力再建の不可能なものであります。かかる状態でございますから、全壊、流失戸数の建設は少くともそれだけは早急に実施せらるべきものであります。なお開拓者住宅の被害は、その被害率が殊のほか多く、零細農民の困窮は農作物損害を加へまして、いよゝ／＼甚だしく、特に救済手段を講ずる要があるものと考へられるのであります。又漁村にありましては、漁船、漁具の被害おびただしく、特に流失漁船の大半が無保険漁船であるため、かかる罹災漁民は完全に職場を失ひ、再起不能にあるのであります。罹災中小企業者の生業資金同様、緊急融資の方途が講ぜられねばならない重要事項であります。

以上はいずれも個人救済の事柄であります。従来とかく個人救済は災害に遠ざかるにつれて忘れられがちに経過せるに鑑みまして、特に緊急対策として実現を期待してやまないものであります。

次に、災害対策の核心をなす公共施

設被害と、これが対策につき少しく申上げたいと存じます。今回の公共施設被害は、土木関係災害三百億円、耕作地災害百六十億円、その他を合し、その総額五百数十億円に及ぶ莫大なものでありまして、被害各県はいずれも七月水害において大被害を受け、未だ立直り得ない今日、再び未曾有の災害に襲われたのであつて、地方財政窮乏に加えて、これが復旧は極めて至難の実情であります。特に被害甚大な災害地が海岸地帯にありましたため、このまま放置すれば、冬季の波浪により護岸堤防はその決潰口をいよいよ拡大し、著しく被害を増大する虞れがありま

す。又干拓地帯部落のごときは毎日満潮時には床下浸水を繰返しつづつあるような悲惨なる現況でありまして、これらの復旧又個人災害に劣らず急を要するものであり、道路、橋梁、海岸堤防の施設と等しく早急復旧を期せねばならぬものが非常に多いのであります。これら復旧に対し、技術的見地より、又現地実情より勘案いたしましたして検討せる結果、年度内所要経費は最小限百五十億円を要するものと算出されたのであります。緊急復旧費としては取りあはず早急に五十億円の緊急費、資金の支出がなければならぬのであります。近年各種災害の被害額が著しく激増せる一因といたしまして、災害復旧工事の遅延による工事中の再災害が指摘せらるるのであります。現行のごとく年度内災害復旧費が一分割という

ような微温的な措置では、再災害による被害の拡大という結果を招来するとは当然でありまして、拙劣極まる予算方針と言わなければなりません。従来災害復旧に対しては、長年の経験に

より、当該年度に三〇%、二年度五〇%、三年度二〇%が適当にして且つ最長年の限界として採用され、実施されて参つたのであります。地方財政の窮乏よりしても、特にこの点に關し、早期復旧を期待するものであります。最後に、恒久策としての災害復旧並びに防除対策に対して一言いたしたいと存じます。我が日本の國は、由来世界の災害國と言われて参りました。殊に近年はあたかもそれを裏書きするかのごとく、年々激次に及ぶ台風の来襲にあり、國民は夏より秋にかけて戦々兢々たる気持で過しておるのであります。この事實は最近の災害算の数字の上にも容易に読み取ることができるのであります。即ち昭和二十四年度一般公共予算三百八十六億円に対し、災害復旧費は二百三十八億円となり、一般費に対し六〇%に當つておりましたものが、昭和二十五年度においては一、般費五百二十七億円に対し、災害費に四百九十五億円となり、その比率は九〇%に上昇したのであります。この傾向は戦後つと続いた現象でありまして、災害被害の上昇を如実に物語つていられるものと考えて差支えないのであります。又毎年の災害被害額も年々累増されまして、三千億乃至五千億にさへ達するものと推定せられるのであります。この数字は、優に國民所得総額の一〇%にも達する誠に恐るべき巨額であります。この事實は又公共事業の今後のあり方について、おのずからきびしい批判が要求せらるるものと考へるのであります。恐らくその結論は、災害に対する恒久策の実施ということにあると信するものでありまして

今回の台風地においても、鹿児島県及

宮崎県の一部のシラス地帯、広島県の風化花崗岩地帯の災害は、防除施設により完全に防ぎ得たものと考へられるのであります。福岡県筑上郡山田村の中川支流に設置せられた防炎溜池は、完全にその防炎の効果を発揮し、建設費五千万円の小工事によつて、推定三千万円に及ぶ本回の災害を完全に防除し得たのであります。

経済自立の体制を確立するには、災害対策の完備こそ、何ものにも優先すべきであることを信じ、本決議を提案した次第であります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本決議案の採決をいたします。本決議案に賛成の諸君の起立を求めます。(賛成者起立)

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本決議案は全会一致を以て可決せられました。

○國務大臣(野田卯一君) 先般のルース台風の被害は、最近におきます我が國の台風被害中最大なるものでありまして、この被害を受けられました地方のかたがたに対しましては、心から御同情申し上げます。特に今回の災害におきましては、千名近くのかたがたが或いは死なれ、或いは行方不明に相成られました。このかたがたに対しましては心から哀悼の意を表するものであります。

省から政務次官が出られまして、現地を視察すると共に、各地におきまして現地の知事その他のかたがたと會議を開きまして、現状の把握に努めたのであります。爾後政府といたしましては、或いは財政的措置、或いは金融的措置によりまして、いろいろと復旧に對して方策を講じておるのであります。今後はなお力をいたしまして、只今の決議の御趣旨に基きまして、大いに復旧、復興に努めまして、罹災地の民生安定に遺憾なきを期したいと考へておる次第であります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第二、保險業法の一部を改正する法律案、日程第三、損害保険料率算出団体に関する法律の一部を改正する法律案、いずれも内閣提出、日程第四、財産税法の一部を改正する法律案、日程第五、米國対日援助物資等処理特別會計法の一部を改正する法律案、日程第六、一般會計の歳出の財源に充てるための資金運用部特別會計からする繰入金に関する法律案、(いずれも内閣提出、衆議院送付)、以上五案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。大蔵委員理事大矢半次郎君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

右 保險業法の一部を改正する法律案 國會に提出する。 昭和二十六年十一月十三日 内閣總理大臣 吉田 茂

保險業法の一部を改正する法律案 保險業法(昭和十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十二條ノ二第二項中「私的独占ノ禁止及公正取引ノ確保ニ関スル法律」を「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に改め、第一章中同條の次に次の五條を加ふる。

第十二條ノ三 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及事業者団体法ノ規定ハ左ノ各号ニ掲グル行為ニ付テハ之ヲ適用セズ但シ不公正ナル競争方法ヲ用フルトキ、相互ニ事業活動ヲ不当ニ拘束スルコトニヨリ一定ノ取引分野ニ於ケル競争ヲ實質的ニ制限スルトトナルトキ又ハ一定ノ取引分野ニ於ケル競争ヲ實質的ニ制限スルコトニヨリ保險契約者若ハ被保險者ノ利益ヲ不当ニ害スルコトナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 海上保險事業(船舶又ハ海上運送(之ニ附随スル船積前又ハ陸揚後一定期間内ニ於ケル陸上運送ヲ含ム)中ノ貨物ヲ保險ノ目的トスル損害保險事業ヲ云ヒ当該陸上運送中ノ貨物ノミヲ保險ノ目的トスル損害保險事業ヲ除ク以下同ジ)ニ屬スル取引ニ付損害保險会社ガ他ノ損害保險会社(外國保險事業者に關する法律第二條第一項ニ規定スル外國損害保險事業者ヲ含ム)ト行フ協定、契約其ノ他ノ共同行為(船舶ヲ保險ノ目的トスル損害保險事業ニ在リテハ保險料率ニ係ルモノヲ除ク)

二〇一

昭和二十六年十一月十六日 参議院會議録第十八号 保険業法の一部を改正する法律案外四件

二 海上保険事業以外ノ損害保険事業ニ属スル保険又ハ再保険ニシテ損害保険会社ガ他ノ損害保険会社(外国損害保険事業者ヲ含ム)ト共同シテ行フモノニ付左ニ掲グル行為ニ関シ損害保険会社ガ他ノ損害保険会社(外国損害保険事業者ニ関する法律第二條第一項ニ規定スル外国損害保険事業者ヲ含ム)ト行フ協定、契約其ノ他ノ共同行為

イ 保険又ハ再保険ノ取引ニ関スル数量ノ決定又ハ制限

ロ 保険約款ノ内容ノ決定(保険料率ニ係ルモノヲ除ク)

ハ 再保険ニ関スル相手方又ハ手数料ノ決定又ハ制限

第十二條ノ四 損害保険会社、保険契約者、被保険者其ノ他ノ利害關係人(以下利害關係人ト云フ)ハ前條各号ノ共同行為ガ前條但書ノ規定ニ該當シ自己ノ利益ヲ不当ニ害スルモノト認ムルトキハツノ理由ヲ記載シタル書面ヲ以テ主務大臣ニ對シ公開ニヨリ聽聞ノ請求ヲ為スコトヲ得

前項ノ書面ニハ参考トナルベキ資料ヲ添付スベシ

主務大臣第一項ノ請求ヲ受ケタルトキハ利害關係人及當該請求ニ係ル共同行為ヲ為シタル損害保険会社又ハ此等ノ者ノ代理人ノ出頭ヲ求メ當該請求ニ係ル公開ニヨリ聽聞ヲ行フベシ

前項ノ聽聞ニ出頭ヲ求メラレタル利害關係人出頭ノ期日ニ正當ノ理由ナクシテ出頭セザルトキハ第

一項ノ規定ニ依ル該聽聞ノ請求ヲ取下ゲタルモノト看做ス

主務大臣第三項ノ聽聞ヲ行ヒタル場合ニ於テ該聽聞ノ請求ニ付理由アリト認ムルトキハ當該聽聞ノ請求ニ係ル共同行為ノ全部又ハ一部ノ取消又ハ変更ヲ命ズルコトヲ得

第十二條第三項及第四項ノ規定ハ第三項ノ聽聞ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ第十二條第三項中第一項ノ規定ニヨリ処分アルハ之ヲ第十二條ノ四第三項ノ聽聞トシ當該保險会社トアルハ之ヲ當該利害關係人及當該聽聞ノ請求ニ係ル共同行為ヲ為シタル損害保険会社トシ第十二條第四項中當該保險会社又ハ其ノ代理人トアルハ之ヲ當該利害關係人若ハ當該聽聞ノ請求ニ係ル共同行為ヲ為シタル損害保険会社又ハ此等ノ者ノ代理人トス

第十二條ノ五 主務大臣第十二條ノ三各号ノ共同行為ガ同條但書ノ規定ニ該當スルト認ムルトキ其ノ他當該共同行為ガ公益ニ反シ又ハ保險事業ノ健全ナル発達ヲ害スルモノト認ムルトキハ公開ニヨリ聽聞ヲ行ヒタル後當該聽聞ニ係ル共同行為ヲ為シタル損害保険会社ニ對シ當該共同行為ノ全部又ハ一部ノ取消又ハ変更ヲ命ズルコトヲ得

第十二條第三項及第四項ノ規定ハ前項ノ聽聞ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十二條ノ六 損害保険会社ハ第十二條ノ三各号ノ共同行為ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ主務大臣ニ届出ツルコトヲ要ス届出タル共同行為ヲ變更シタル場合亦同シ

主務大臣ハ前項ノ命令ヲ制定セシトスルトキハ予メ公正取引委員会ト協議スルモノトス

第十二條ノ七 第十二條ノ四第五項又ハ第十二條ノ五第一項ノ規定ニ基ク主務大臣ノ処分ハ第十二條ノ三各号ノ共同行為ガ同條但書ノ規定ニ該當スルカ否カニ付テノ公正取引委員会ノ認定ヲ拘束シ又ハ當該認定ニ基ク私的独占ノ禁止及び公正取引ノ確保ニ関する法律ニ依ル公正取引委員会ノ権限ノ行使ヲ妨グルモノト解スベカラザルモノトス

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 外国損害保険事業者に関する法律(昭和二十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第十九條中「第十二條ノ二(保險会社の株式保有)」を「第十二條ノ二から第十二條ノ七まで(保險会社の株式保有並びに私的独占禁止法及び事業者団体の法適用除外)」に改める。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

損害保険料率算出団体に関する法律の一部を改正する法律案

右
昭和三十二年十一月十三日
内閣總理大臣 吉田 茂
損害保険料率算出団体に関する法律の一部を改正する法律案
損害保険料率算出団体に関する法律の一部を改正する法律

損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二條に次の一項を加える。

6 保險料率には、標準となるべき第一項に規定する割合を中心とし、当該割合に對しそれノ百分の十以内の引上げ及び引下げを認める範圍料率を含むものとする。

第八條中利害關係人は「を、会社、保險契約者、被保險者その他の利害關係人(以下「利害關係人」といふ)は」に改める。

第九條中「あつてはならず、且つ、會員を拘束するものであつてはならない。」を「あつてはならない。」に改める。

第十條を次のように改める。

(保險料率の認可申請)

第十條 料率団体は、保險料率を算出したときは、その保險料率について、大蔵大臣の認可を受けなければならない。その認可を受けた保險料率を変更しようとするときも、同様とする。

2 料率団体は、保險料率について前項の認可を受けようとするときは、認可申請書に當該保險料率について左に掲げる事項を記載した書類を添附して、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

一 予定損害率に関する事項

二 予定事業費率に関する事項

三 保險料率の計算方法に関する事項

四 その他他保險料率算出の基礎となつた事項

3 料率団体は、前項の規定により認可申請書を提出したときは、遅

滞なく、その認可申請書に係る保險料率及びその認可申請書を大蔵大臣が受理した日を會員(當該保險料率の利用を加入の目的としな會員を除く。以下同じ)に通知しなければならない。

(利害關係人の審査請求)

第十條の二 會員は、その所属する料率団体が前條第二項の規定により認可を申請した保險料率について不服がある場合には、その認可申請に係る認可申請書を大蔵大臣が受理した日後二週間内に大蔵大臣にその不服を申し立て、當該保險料率について審査を請求することができる。

2 會員以外の利害關係人は、前條第二項の規定による認可の申請のあつた保險料率について不服がある場合には、その認可申請に係る認可申請書を大蔵大臣が受理した日後二週間内に大蔵大臣にその不服を申し立て、當該保險料率について審査を請求することができる。

3 前二項の審査請求は、その不服の理由を記載した書面をもつてしなければならない。

4 大蔵大臣は、災害その他特別の事情があるときは、第一項又は第二項の期間を延長することができる。

(大蔵大臣の審査)

第十條の三 大蔵大臣は、保險料率について前條第一項の審査請求があつたときは、その申請者及びその者の属する料率団体の理事で當該保險料率の算出について同意したすべてのもの又はこれらの者

の代理人の出頭を求め、事情を聴取して審査しなければならない。

2 前項の場合において、同項の請求者又はその代理人が、正当の理由がないのに出頭を求められた日に出席しなかつたときは、その請求者は、前條第一項の審査請求を放棄したものとみなし、前項の保険料率の算出について同意した理事又はこれらの者の代理人のすべてが正当の理由がないのに出頭を求められた日に出席しなかつたときは、第十條第二項の規定による認可申請を取り下げたものとみなす。

3 大蔵大臣は、前條第二項の審査請求があつたときは、公開による聴聞を行い、事情を聴取して審査しなければならない。但し、当該審査請求に係る保険料率を緊急に認可する必要があると認められる場合、当該保険料率を認可することに伴う影響が問題とする程度に至らないと認められる場合その他政令で定める場合においては、公開による聴聞を行わないで、審査することができる。

4 大蔵大臣は、前項の聴聞を行い審査するときは、当該聴聞の期日の二週間前までにその聴聞を行おうとする理由並びに聴聞の期日及び場所を当該審査の申請者及び当該審査の請求に係る保険料率を算出した料率団体に通知し、且つ、当該聴聞に係る事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を公告しなければならない。

5 前項に規定する者を除く外、第三項の聴聞に参加して意見を述べようとする者は、当該聴聞に関し

て利害関係を有する理由を記載した文書をもつて、大蔵大臣に申し出なければならない。

6 第三項の聴聞においては、利害関係人に対して、当該聴聞に係る事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

7 大蔵大臣は、第三項の聴聞に係る事案について必要な調査をするため、利害関係人の申立により又は職権で、利害関係人若しくは参考人に出頭を命じて審問し、若しくはこれらの者の意見若しくは報告を徴し、又は鑑定人の出頭を命じて鑑定させることができる。

(保険料率の認可)

第十條の四 大蔵大臣は、第十條の二第一項及び第二項の審査請求があつた場合において、当該申請書に係る保険料率が第九條に規定する要件に適合すると認めるときは、遅滞なく、これを認可しなければならない。前條第一項及び第三項の審査の結果、当該審査請求に係る料率団体の算出した保険料率が第九條に規定する要件に適合すると認めるときも、同様とする。

2 料率団体が、保険料率について、前項の規定により認可を受けるときは、その料率団体に属する会員について当該保険料率に対する保険業法第十條第一項の認可があつたものとみなす。

3 大蔵大臣は、第一項の認可をしたときは、これを告示する。

(保険料率の不認可の通知及び再検討の命令)

第十條の五 大蔵大臣は、前條第一項の場合において、当該申請書に係る保険料率が第九條に規定する要件に適合しないと認めるときは、遅滞なく、理由を記載した書面をもつて、認可しない旨を申請者に通知しなければならない。

2 大蔵大臣は、第十條の三第一項又は第三項の審査の結果、当該審査の請求者の不服に正当の理由があると認めるときは、その審査に係る保険料率を算出した料率団体に對し、当該審査の申請に係る保険料率の算出について再検討すべきことを命じなければならない。

(認可した保険料率の変更命令)

第十條の六 大蔵大臣は、第十條の四第一項の規定により認可した保険料率が、その算出の基礎となつた條件の当該認可後の変更により第九條に規定する要件に適合しないこととなつたものと認めるときは、当該保険料率を算出した料率団体に對し理由を記載した書面をもつて当該保険料率について変更をなすべきことを命じなければならない。この場合において当該料率団体は、第十條第一項後段の規定により当該保険料率の変更認可申請をしなければならない。

(保険料率遵守義務)

第十條の七 会員は、その所属する料率団体が第十條の四第一項の規定により大蔵大臣の認可を受けた保険料率を守らなければならない。

(特別保険料率)

第十條の八 会員は、その会員の行う保険事業の事業費率その他保険

料率の算出の基礎となる條件に特別の事情があるときは、前條の規定にかかわらず、保険料率の算出の基礎を同じくする保険の目的について、その所属する料率団体が第十條の四第一項の規定により大蔵大臣の認可を受けた保険料率に對し、一定割合の引上げ又は引下げを行つた特別保険料率を使用することができる。

2 会員は、前項の特別保険料率を使用しようとするときは、当該特別保険料率について大蔵大臣の認可を受けなければならない。

3 第一項の保険の目的の範囲に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

(特別保険料率の認可申請、審査の請求及び審査)

第十條の九 会員は、前條の特別保険料率について認可を受けようとするときは、申請の理由を記載した認可申請書に当該特別保険料率について第十條第二項第一号から第三号までに掲げる事項を記載した書類及び当該特別保険料率の算出の基礎となつた資料を添附して、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

2 会員は、前項の規定により認可申請書を出したときは、遅滞なく、当該認可申請に係る特別保険料率及び当該認可申請書を大蔵大臣が受理した日をもその所属する料率団体に通知し、且つ、これらの事項を公告しなければならない。

3 第十條の二第二項から第四項までの規定は、第一項の規定により認可申請した保険料率についての

審査の請求に、第十條の三第三項から第七項までの規定は、当該審査の請求があつた場合にこれを準用する。この場合において、第十條の二第二項中「会員以外の利害関係人」とあるのは、「利害関係人」と読み替へるものとする。

(特別保険料率の認可)

第十條の十 大蔵大臣は、前條第一項の規定による認可申請書を受理した日後二週間内に同條第三項において準用する第十條の二第二項の審査の請求があつた場合において、前條第一項の規定による認可の申請について正当の理由があると認めるときは、遅滞なく、一年内の期間を付して当該申請に係る特別保険料率を認可しなければならない。前條第三項において準用する第十條の三第三項の審査の結果、当該審査の請求に係る特別保険料率の認可の申請について正当の理由があると認めるときも、同様とする。

2 会員が、前項の特別保険料率の認可を受けたときは、当該特別保険料率について保険業法第十條第一項の認可があつたものとみなす。

3 大蔵大臣は、前條第一項の特別保険料率の認可の申請について正当の理由がないと認めるときは、遅滞なく、理由を記載した書面をもつて、当該特別保険料率を認可しない旨を申請者に通知しなければならない。

4 第十條の四第三項の規定は、第一項の認可にこれを準用する。

昭和二十六年十一月十六日 参議院會議録第十八号 保険業法の一部を改正する法律案外四件

(利害関係人の再審査請求及び再審査)

第十條の十一 利害関係人は、第十條の四第一項又は前條第一項の規定により認可を受けた保険料率について不服がある場合には、当該認可に係る第十條の四第三項(前條第四項において準用する場合を含む。)の規定による告示があつた日後二週間内に大蔵大臣に不服を申し立て、当該保険料率について再審査を請求することができる。

2 第十條の二第三項及び第四項の規定は、前項の再審査の請求に第十條の三第三項(但書を除く。)から第七項までの規定は、当該再審査の請求があつた場合にこれを準用する。この場合において、第十條の二第四項中「第一項又は第二項」とあるのは、「第十條の十一第一項」と読み替へるものとする。
(再審査に伴う大蔵大臣の処分)
第十條の十二 大蔵大臣は、保険料率について前條第一項の再審査の請求があつた場合において、同條第二項において準用する第十條の三第三項の審査の結果、当該再審査の請求に正当の理由があると認めるときは、当該保険料率の認可を受けた料率団体又は会員に対し当該保険料率を変更すべきことを命じなければならない。

2 料率団体が前項の大蔵大臣の命令に基き保険料率を変更したときは、その料率団体に属する委員についてその変更後の保険料率に対する保険業法第十條第一項の認可があつたものとみなし、会員が前項の大蔵大臣の命令に基き保険料率を変更したときは、その会員に

率を変更したときは、その会員についてその変更後の保険料率に対する保険業法第十條第一項の認可があつたものとみなす。

3 大蔵大臣は、前條第一項の再審査の請求があつた場合において、同條第二項において準用する第十條の三第三項の審査の結果、当該再審査の請求に正当の理由がないと認めるときは、当該請求の棄却の決定をなし、理由を記載した書面をもつて当該審査の請求者に対して通知しなければならない。
(訴の提起)
第十條の十三 この法律の規定に基き大蔵大臣の処分に対し不服がある者は、その処分に関し大蔵大臣の行つた事実の認定及び法律の適用につき、行政事件訴訟特別法(昭和二十三年法律第八十一号)の定めるところにより、裁判所に訴を提起することができる。
第十二條中「定款を命令」に改め

第十四條第一項中「他の法令」を「この法律」に改め、「大蔵大臣の発する命令」の下に「若しくは他の法令」を加える。
第二十六條第二号を削り、同條第一号を同條第三号とし、同條第一号及び第二号として次の二号を加える。
一 第十條の五第二項、第十條の十二第二項又は第十四條の規定による命令に違反した者
二 第十條の六の規定に違反して認可申請をしなかつた者
第二十八條中「損害保険料率算出団体」を「料率団体」に改め、同條第

四号を同條第五号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同條第三号の次に次の一号を加える。
四 第十條第三項の規定に違反したとき。
本則中第二十八條の次に次の一條を加える。
第二十八條の二 第十條の九第二項の規定による通知若しくは公告をなすことを怠り、又は不正の通知若しくは公告をなした会員は、これを五千円以下の過料に処する。
附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
財産税法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和二十六年十一月十三日
参議院議長 林 譲治
衆議院議長 佐藤尚武殿

第四十六條第五項中「五年間」の下に「(第三十八條第一項第一号又は第三十九條第一項の規定により提出すべき申告書に係る課税価格の更生又は決定については、第三十四條に規定する財産の価格又は債務の金額を算定することができることとなつた日後三年間)を加える。
第五十一條から第五十四條までを次のように改める。
第五十一條乃至第五十四條 削除
第六十三條を次のように改める。
第六十三條 削除
第七十四條第二項中「法人税法」を「旧法人税法(昭和十五年法律第二十五号)」に改める。
附則第三項及び第四項を削る。

附則
この法律は、公布の日から施行する。
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 臨時財産調査令(昭和二十一年勅令第八十五号)は、廃止する。
3 財産税について納税義務のあつた者(財産税法第三十四條に規定する財産の価額又は債務の金額を課税価格の計算の基礎に算入することとなる者を含む。)の有する旧臨時財産調査令第二條から第四條までの規定により申告しなければならない財産又は契約でこの法律施行の際申告していないものについては、この法律施行後においても、なお同令第二條から第四條までの例により申告することができる。
4 前項に規定する財産又は契約については、旧臨時財産調査令第九條及び第十條の規定は、なおその効力を有する。但し、前項の規定による申告をしたものについては、この限りでない。
5 第三項に規定する者以外の者は、その有する旧臨時財産調査令第二條から第四條までに規定する財産又は契約でこの法律施行の際申告していないものについて権利を行使しようとするときは、大蔵省令で定めるところにより、財産税について納税義務のない旨を証する書面を呈示しなければならない。
6 第三項の規定による申告があつた場合においては、税務署長は、当該申告に係る財産又は契約に関する権利がある場合には、これを含み、財産税法第三十四條に規定する財産を除く。について財産税法第三章の規定により評価した価額を同法第二十三條に規定する課税価格の計算の基礎に算入して同條及び同法第二十四條の規定により算出した税額と同法により賦課された又は賦課されるべき税額(既にこの項の規定により徴収されることとなつた税額があるときは当該税額を加算した税額)との差額に相当する額の財産税を徴収する。
(審査報告書は都合により附録に掲載)
米田日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和二十六年十一月十三日
参議院議長 林 譲治
衆議院議長 佐藤尚武殿

附則
この法律は、公布の日から施行する。
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 臨時財産調査令(昭和二十一年勅令第八十五号)は、廃止する。
3 財産税について納税義務のあつた者(財産税法第三十四條に規定する財産の価額又は債務の金額を課税価格の計算の基礎に算入することとなる者を含む。)の有する旧臨時財産調査令第二條から第四條までの規定により申告しなければならない財産又は契約でこの法律施行の際申告していないものについては、この法律施行後においても、なお同令第二條から第四條までの例により申告することができる。
4 前項に規定する財産又は契約については、旧臨時財産調査令第九條及び第十條の規定は、なおその効力を有する。但し、前項の規定による申告をしたものについては、この限りでない。
5 第三項に規定する者以外の者は、その有する旧臨時財産調査令第二條から第四條までに規定する財産又は契約でこの法律施行の際申告していないものについて権利を行使しようとするときは、大蔵省令で定めるところにより、財産税について納税義務のない旨を証する書面を呈示しなければならない。
6 第三項の規定による申告があつた場合においては、税務署長は、当該申告に係る財産又は契約に関する権利がある場合には、これを含み、財産税法第三十四條に規定する財産を除く。について財産税法第三章の規定により評価した価額を同法第二十三條に規定する課税価格の計算の基礎に算入して同條及び同法第二十四條の規定により算出した税額と同法により賦課された又は賦課されるべき税額(既にこの項の規定により徴収されることとなつた税額があるときは当該税額を加算した税額)との差額に相当する額の財産税を徴収する。
(審査報告書は都合により附録に掲載)
米田日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和二十六年十一月十三日
参議院議長 林 譲治
衆議院議長 佐藤尚武殿

附則
この法律は、公布の日から施行する。
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 臨時財産調査令(昭和二十一年勅令第八十五号)は、廃止する。
3 財産税について納税義務のあつた者(財産税法第三十四條に規定する財産の価額又は債務の金額を課税価格の計算の基礎に算入することとなる者を含む。)の有する旧臨時財産調査令第二條から第四條までの規定により申告しなければならない財産又は契約でこの法律施行の際申告していないものについては、この法律施行後においても、なお同令第二條から第四條までの例により申告することができる。
4 前項に規定する財産又は契約については、旧臨時財産調査令第九條及び第十條の規定は、なおその効力を有する。但し、前項の規定による申告をしたものについては、この限りでない。
5 第三項に規定する者以外の者は、その有する旧臨時財産調査令第二條から第四條までに規定する財産又は契約でこの法律施行の際申告していないものについて権利を行使しようとするときは、大蔵省令で定めるところにより、財産税について納税義務のない旨を証する書面を呈示しなければならない。
6 第三項の規定による申告があつた場合においては、税務署長は、当該申告に係る財産又は契約に関する権利がある場合には、これを含み、財産税法第三十四條に規定する財産を除く。について財産税法第三章の規定により評価した価額を同法第二十三條に規定する課税価格の計算の基礎に算入して同條及び同法第二十四條の規定により算出した税額と同法により賦課された又は賦課されるべき税額(既にこの項の規定により徴収されることとなつた税額があるときは当該税額を加算した税額)との差額に相当する額の財産税を徴収する。
(審査報告書は都合により附録に掲載)
米田日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和二十六年十一月十三日
参議院議長 林 譲治
衆議院議長 佐藤尚武殿

米國対日援助物資等処理特別会計
法の一部を改正する法律案

米國対日援助物資等処理特別会計
計法の一部を改正する法律

米國対日援助物資等処理特別会計
法(昭和二十五年法律第六十五号)の
一部を次のように改正する。

第三條第三項中「援助役務の一を
「援助役務に係る分については、そ
の」に改め、「金額とし」の下に「軍
拂下物資に係る分については、その
売拂代金の金額から当該物資に関す
る諸掛の金額及び政令で定める金額
の合計額を控除した金額とし、」を加
える。

附則
この法律は、公布の日から施行す
る。

〔審査報告書は都合により附録に
掲載〕

一般会計の歳出の財源に充てるた
めの資金運用部特別会計からする
繰入金に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて国会法第八十三條により送付
する。

昭和二十六年十一月十三日

衆議院議長 林 護治
参議院議長 佐藤尚武殿

一般会計の歳出の財源に充てるた
めの資金運用部特別会計からする
繰入金に関する法律案

一般会計の歳出の財源に充てるた
めの資金運用部特別会計から
する繰入金に関する法律

政府は、一般会計の歳出の財源に

充てるため、昭和二十六年度におい
て、資金運用部特別会計の積立金を
一般会計に繰り入れることができ
る。

附則

この法律は、公布の日から施行す
る。

〔大矢半次郎君登壇、拍手〕

○大矢半次郎君 只今上程せられまし
た保険業法の一部を改正する法律案は
か四件の大蔵委員会における審議の経
過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず保険業法の一部を改正する法律
案についてその内容を申し上げます。御
承知のごとく、我が国損害保険会社は、
外貨債、積荷保険において極めて大
きな損害率をこうむつており、海上保
險事業を行う上に著しく不利な立場
に置かれておる実績に鑑みまして、今
回損害保険の円滑な引受を確保するた
め、海上保険事業及びその他の損害保
險事業について、必要な範囲内におい
て損害保険会社相互間の共同行為を認
め、私的独占禁止法及び事業者団体化
の適用を排除したとすものものであ
ります。又これに伴ひまして、保険契
約者の利益を保護し、私的独占禁止法
等の規定の趣旨が不当に侵害されるこ
とを防止するための措置としまして、

第一に、損害保険会社、保険契約者等
の利害関係人は公開による聴聞の請求
をなし得ること、及び大蔵大臣は必要
と認めるときは共同行為の取消、変更
をなし得ること。第二に、重要な共同
行為については損害保険会社は大蔵大
臣に届け出を必要とする。第三
に、損害保険会社が共同行為をなす場
合に不正な競争方法を用いる場合等

における公正取引委員会の権限に關す
る規定を設けることとしたとすもの
ものであります。

本案審議に當りまして各委員と政府
側との間に熱心なる質疑が交されたの
であり、その詳細は速記録によ
り御承知願ひたいと存じます。かくて
質疑を終局し、討論、採決の結果、全
会一致を以て原案通り可決すべきもの
と決定いたしました次第であります。

次に、損害保険料率算出団体に関す
る法律の一部を改正する法律案につい
て、大蔵委員会における審議の経過並
びに結果を御報告申し上げます。

本案は、保険料率の適正化を図る見
地から、損害保険料率算出団体の制度
を強化し、会員の積極的支援による能
率の運営を期すると共に、独占によつ
て保険契約者の利益が不当に害される
ことを防止したとすものであり
ます。

次に本案の主なる改正点を申し上げま
す。第一に、料率団体が保険料率を算
出した場合は、大蔵大臣の認可を受け
ることを必要とし、会員たる損害保険
会社はその認可を受けた保険料率を遵
守しなければならぬものとし、第
二に、会員たる損害保険会社は、保険
料率の算出の基礎となる条件に特別の
事情がある場合には大蔵大臣の認可を
受けて、料率団体の算出した保険料率
に対し、一定の割増又は割引をした保
險料率を使用することができるとし、
第三に、適度の競争をなし得るよう規定
いたしております。又利害関係人が保険
料率に不服がある場合についての救済
規定を設けるほか、大蔵大臣は状況の
変化に應じ、料率団体に対し、その認
可料率の取消又は変更の命令をなし得

る等その他所要の規定について整備を
図らうとするものであります。委員会
における審議の詳細は速記録によつて
御承知願ひたいと存じます。かくて質
疑を終了し、討論、採決の結果、全会
一致を以て原案通り可決すべきものと
決定いたしました次第であります。

次に財産税法の一部を改正する法律
案の大蔵委員会における審議の経過並
びに結果を御報告申し上げます。

先ず本案の内容について申し上げます。
財産税法は昭和二十一年十一月二
十日施行せられたのであります。この
法律によりまして、この法律施行後
五年を経過したとき、即ち本年十一月
二十日以後は財産税を課し得ないこと
となつておるのであります。然るに財
産税の課税財産のうち賠償指定施設等
については、今日まで課税が延期せら
れて参つており、今なおその帰属が確
定いたしませんので、これらの財産に
限り、今後三年間において、その帰属
が明らかになつた際課税し得ることと
し、すでに財産税を納付したものと
間の不公平を避けようとするのであり
ます。なお財産税法施行後五年の経過
に鑑みまして、臨時財産調査令を廃止
して、この勅令によつて申告すべき財
産で申告していないものの受けていた
流通制限を解除すると共に、未申告の
財産又は契約に基づく権利は国庫に帰属
することとなつておりますが、これは
余りに酷に過ぎますので、この勅令の
廃止後従前の例により申告し得ること
とし、申告のあつたものについては
財産税を徴収することとしようとい
うのであります。

本案につきましては、十一月七日、
所得税法の臨時特別に關する法律案及

び法人税法の一部を改正する法律案と
共に公聴会を開きまして、慎重に審議
いたしましたのであります。詳細は速記
録によつて御承知願ひたいと存じま
す。質疑を終局し、討論に入り、採決
の結果、全会一致を以て原案通り可決
すべきものと決定いたしました次第であ
ります。

次に、米國対日援助物資等処理特別
会計法の一部を改正する法律案の大蔵
委員会における審議の経過並びに結果
について御報告申し上げます。

本案の内容について申し上げますと、
米國対日援助物資等処理特別会計より
米國対日援助見返資金特別会計への繰
入金につきましては、現在のところ援
助物資及び援助役務の場合に限られて
おりますが、今回同特別会計において
処理している軍拂下物資についても、
売拂代金から諸掛等を控除した金額に
相当する金額、即ちS I M、Q M物資
売拂代金二十五億六千八百八十六万二千
円を米國対日援助見返資金特別会計へ
繰入れることができるものとし、これ
に關する規定を設けようとするもので
あります。

本案審議に當りまして、各委員より
種々熱心なる質疑が行われたのであ
ります。その詳細は速記録に關るこ
とを御承知願ひます。かくて質疑を終
局し、討論、採決の結果、多数を以て
原案通り可決すべきものと決定いたし
た次第であります。

最後に、一般会計の歳出の財源に充
てるための資金運用部特別会計からす
る繰入金に關する法律案の大蔵委員会
における審議の経過並びに結果につ
いて御報告申し上げます。

資金運用部特別会計は、毎年度の決

昭和二十六年十一月十六日 参議院會議録第十八号 保險業法の一部を改正する法律案外四件

算上剰余金を生じた場合は当分の間その全額を一般会計に繰入れることとなつており、この会計が旧大蔵省預金部特別会計から引継いだ積立金については、現在一般会計に繰入れることとなつておりませんが、今回本年度一般会計補正予算の財源に充てるために、この積立金八億八千八百四十万二千円を一般会計に繰入れる必要があり、この繰入れがなし得るよう規定を設けようとするものであります。

委員会の審議の詳細は速記録によつて御承知願いたいと存じます。かくして質疑を終り、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。先づ保險業法の一部を改正する法律案、損害保険料率算出団体に関する法律の一部を改正する法律案、財産税法の一部を改正する法律案、一般会計の歳出の財源に充てるための資金運用部特別会計から繰入金に関する法律案、以上四案全部の問題に供します。四案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて四案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に、米国対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認め

ます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午前十時五十一分散会

○本日の会議に付した事件

一、日程第一 ルース台風災害対策に関する決議案

一、日程第二 保險業法の一部を改正する法律案

一、日程第三 損害保険料率算出団体に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第四 財産税法の一部を改正する法律案

一、日程第五 米国対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案

一、日程第六 一般会計の歳出の財源に充てるための資金運用部特別会計から繰入金に関する法律案

出席者は左の通り。

- 議長 佐藤 尚武君
副議長 三木 治朗君
議員
山川 良一君 山内 卓郎君
村上 義一君 溝口 三郎君
前田 穰君 堀越 儀郎君
藤森 實治君 藤野 繁雄君
中山 福蔵君 早川 慎一君
波多野林一君 野田 俊作君
西田 天香君 徳川 宗敬君
常岡 一郎君 伊達源一郎君
竹下 豊次君 高橋 道男君

- 高木 正夫君 鈴木 直人君
杉山 昌作君 新谷寅三郎君
島村 軍次君 西郷吉之助君
小林 政夫君 小宮山常吉君
楠見 義男君 木下 辰雄君
河井 彌八君 片柳 眞吉君
柏木 庫治君 加藤 正人君
岡本 愛祐君 岡部 常君
梅原 威隆君 玉柳 實君
楠瀬 常雄君 青山 正一君
長島 銀藏君 木村 守江君
宮本 邦彦君 仁田 竹一君
宮田 重文君 上原 正吉君
石川 榮一君 大谷 豊清君
九鬼敏十郎君 深水 六郎君
平沼瀧太郎君 大矢半次郎君
城 義臣君 岡崎 眞一君
小野 義夫君 鈴木 安孝君
黒田 英雄君 岩沢 忠恭君
中川 幸平君 黒川 武雄君
中川 以良君 飯島連次郎君
伊藤 保平君 井上なつる君
赤澤 與仁君 赤木 正雄君
松本 昇君 廣瀬與兵衛君
重宗 雄三君 大野木秀次郎君
加藤 武徳君 松平 勇雄君
古池 信三君 安井 太郎君
白波瀧米吉君 安井 謙君
山本 米治君 岡田 信次君
愛知 揆一君 滝井治三郎君
石村 幸作君 滝淵 春次君
鈴木 恭一君 入交 太蔵君
島津 忠彦君 石原幹市郎君
紅露 みつ君 深川タマエ君
木内キヤウ君 池田宇右衛門君
大島 定吉君 郡 祐一君
川村 松助君 竹中 七郎君
谷口弥三郎君 有馬 英二君
油井賢太郎君 山田 佐一君

- 西山 龜七君 堀 末治君
團 伊能君 櫻内 義雄君
三好 始君 西田 隆男君
大屋 晋三君 泉山 三六君
平岡 市三君 小林 英三君
林屋龜次郎君 櫻内 辰郎君
鬼丸 義齊君 村尾 重雄君
小泉 秀吉君 赤松 常子君
永井純一郎君 三橋八次郎君
上條 愛一君 片岡 文重君
吉川末次郎君 小林 孝平君
山花 秀雄君 松浦 清一君
田中 一君 岩崎正三郎君
菊田 七平君 内村 清次君
佐多 忠隆君 小林 亦治君
羽生 三七君 前之園喜一郎君
岩男 仁藏君 伊藤 修君
吉田 洪晴君 駒井 藤平君
小川 久義君 境野 清雄君
稻恒平太郎君 森崎 隆君
樺 繁夫君 三輪 貞治君
菊川 孝夫君 小笠原三三男君
岩間 正男君 水橋 藤作君
堂森 芳夫君 成瀬 隆治君
重盛 壽治君 岡村文四郎君
森 八三一君 梅津 錦一君
江田 三郎君 小酒井義男君
栗山 良夫君 千田 正君
三浦 辰雄君 松浦 定義君
中村 正雄君 棚橋 小虎君
曾根 益君 河崎 ナツ君
堀木 鎌三君 松原 一彦君
カニ邦彦君 相馬 助治君
山下 義信君 矢嶋 三義君
西園寺公一君 大野 幸一君
金子 洋文君 阿田 宗司君
下條 恭兵君 池田七郎兵衛君
国務大臣 建設大臣 野田 卯一君

政府委員
大蔵政務次官 西川甚五郎君

明治二十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十円
発行所 東京都新宿区市谷本町一五
電話九段御五二五
印刷 官報局
振替東京九〇〇〇官報